

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		平成24年7月27日					
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 南丹市園部町千妻マカリ1番地1		氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 株式会社湖池屋 代表取締役社長 田子 忠 電話0771-63-0375					
主たる業種	その他のパン・菓子製造業			細分類番号	0   9   7   9		
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	工場内全工程におけるエネルギー量を把握し、この結果を基に改善を進め平成20~23年度平均を基準として5%の温室効果ガス排出量の削減を目指す。						
計画を推進するための体制	省エネ推進体制として本社環境プロジェクトと連動して京都工場環境委員会を設けてエネルギーの合理的な使用によって社会の持続的な発展に貢献すると共にエネルギーコストの低減を図る。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	11,274.2 トン	9,651.7 トン	トン	トン	-14.4 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	10,144.7 トン	9,651.7 トン	トン	トン	-4.9 パーセント	
	実績に対する自己評価	・工場における照明器具を20%高効率型に変更し0.34%削減を図った。 ・工場屋根に遮熱塗装を行い空調機負荷を低減を図った。 ・蒸気ハガ、配管等の放熱を抑えるエコジャケット等を取付CO2削減を図った。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
		事業活動に伴う排出の量 (生産量×10)	8.26	7.58			-8.23 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
	実績に対する自己評価	・工場における照明器具を20%高効率型に変更し0.34%削減を図った。 ・工場屋根に遮熱塗装を行い空調機負荷を低減を図った。 ・蒸気ハガ、配管等の放熱を抑えるエコジャケット等を取付CO2削減を図った。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		35.0 パーセント	50.0 パーセント	パーセント	パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	・照明器具を高効率型に変更・工場屋根に遮熱塗装の実施 ・蒸気ハガ放熱時エコジャケットを取付・省エネ型空調機3台更新					
	(24)年度						
	(25)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	車以外の交通手段が限られ遠方からの通勤者が多いため実施できない。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価						
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	昨年度に続き、地球緑化センターを通じCO2削減対象商品にて、購入1袋につき国連発行のCO2削減枠を10g購入し家庭部門でのCO2削減活動に資している。又、北海道空知郡南富良野町において「ほっかいどう企業の森林づくり」【湖池屋の森】協定を結び森林保全(7.24ha)で社会貢献をしている。						
特記事項							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。